

社会福祉法第 82 条の規定に依り、保育園では利用者様からの苦情に適切に対応する体制を整えることとされており、本園においては苦情解決責任者、苦情受付担当者並びに第三者委員を設置し、苦情解決に努めております。

- 令和 4 年 11 月・12 月においては報告すべき苦情はございません。
- 令和 4 年 9 月・10 月においては報告すべき苦情はございません。
- 令和 4 年 7 月・8 月においては報告すべき苦情はございません。
- 令和 4 年 5 月・6 月においては報告すべき苦情はございません。
- 令和 4 年 3 月・4 月においては報告すべき苦情はございません。
- 令和 4 年 1 月・2 月においては報告すべき苦情はございません。
- 令和 3 年 11 月・12 月においては報告すべき苦情はございません。